

北海道情報大学における 教員の任期に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第1項及び第2項並びに学校法人電子開発学園就業規則第27条の2の規定に基づき、北海道情報大学における教員の任期に関して、必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める教員の職等)

第2条 任期を定めて採用する教員の教育研究組織、対象となる職及び任期等は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表に定める任期（再任により任期が更新された場合における当該任期を含む。）の末日が、学校法人電子開発学園就業規則に規定する定年退職日以後となる者の任期については、その定年退職日をもって任期の末日とする。

(任用される者の同意)

第3条 学長は、任期を定めて教員を任用する場合には、あらかじめ別紙様式により、任用される者の同意を得なければならない。

(業績審査)

第4条 この規程により任用された教員の再任の可否の決定は、当該教員の任期中の業績審査に基づき、任期満了の日の6ヶ月前までに行うものとする。

- 2 前項の業績審査に係る必要な事項は、別に定める。

(再任再審査)

第5条 前条第1項の決定を不服とする場合には、学長に異議を申立てることができるものとする。

- 2 前項の申立てがあつた場合、学長は再審査を行い、再任の可否の再決定を任期満了の日の3か月前までに行うものとする。
- 3 前項の再決定に係る再々審査は行わない。
- 4 第2項の再審査に係る必要な事項は、別に定める。

(公 表)

第6条 この規程を制定し、又は改廃したときは、北海道情報大学ホームページにより、公表するものとする。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年2月18日から施行する。

別表（第2条関係）

教育研究組織等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定
北海道情報大学	助 教	5年	再任可（再任の場合の任期は3年とし、1回を限度とする。）	法第5条第1項、法第4条第1項第2号

別紙様式（第3条関係）

同 意 書

年 月 日

北海道情報大学長 殿

氏名

印

私は、北海道情報大学助教に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第4条第1項第2号及び第5条第1項並びに北海道情報大学における教員の任期に関する規程第3条の規定に基づき、下記のと通りの任期により任用されることに同意します。

記

任期 年 月 日から 年 月 日まで